

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する							評価基準 A: 新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B: 前年度と同様、継続した取組を行った。 C: 達成できなかった。前年度に比べ後退した。		
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進									
施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)			イ 評価 (担当課)	イ 評価 (協議会)	ウ 評価の理由	エ 令和8年度の取組内容 (改善案など)	協議会からの意見・助言
				実施回数	参加人数	進捗					
1 消費生活センター機能の強化	地域経済振興課	R7	1 消費生活出前講座の対象者を拡大する。	①5/21 五十鈴会 17名 ②5/22 芦屋いずみ会 44名 ③6/5 シルバー人材センターはつらつ憩サロン 8名 ④7/2 精道地区福祉委員 19名 ⑤9/9 芦屋市消費者協会 12名 ⑥9/16・18・22・25 県立芦屋高等学校 279名 ⑦10/1 芦屋川カレッジ30期生 46名 ⑧11/8 権利擁護支援者養成研修 19名 ⑨11/11 青少年愛護委員(3班合同班集会) 47名 ⑩1/22 ACパソコン・スマホ倶楽部 21名 ⑪2/17 特別支援学校 15名 ⑫2/20 おたっしや倶楽部 15名 ⑬2/25 サロン・ドゥ・芦屋 12名 合計13回			A	A	今年度は、昨年度に比べ、出前講座の実施回数を1回増やすことができた。また、出前講座の受講者から派生して、新たな団体から出前講座の申請が出されるようになったため。	高齢者担当部署や教育委員会と連携し、出前講座を実施する。また、あらゆる機会でお出前講座の開催案内を行う。	
	地域経済振興課	R7	2 各種イベントで消費生活トラブルの啓発を行う。 (再掲②1-1)	消費者月間(5月)に啓発パネルの展示(市役所北館1階)と芦屋市立図書館で消費生活に関する本の展示を行った。 福祉センターのエントランスパネル展で消費者啓発資料の展示や啓発グッズを配布(8月13日～9月5日) 環境施設課主催の本・古着の交換会で来場者に消費者啓発資料やグッズの配布(8月27日)			B	B	今年度は、福祉フェアの開催が中止だったため、福祉センターでのエントランスパネル展示に切り替え、啓発を行った。	イベントの開催方法に応じて啓発手法を検討し、啓発を行う。	
	地域経済振興課	R7	3 各種啓発により、消費生活センターの機能を周知する。	月1回の注意喚起チラシや出前講座で消費生活センターの周知 ホームページやXを利用して消費者トラブル情報を随時更新 消費者月間(5月)に啓発パネルの展示(市役所北館) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(12月)			A	A	今年度は、Xの投稿頻度を増やし、情報発信に努めた。また、市長と連携し、Xの認知度を高めた。 チラシやSNSなど、色々な手法で消費生活センターの機能を周知した。	さまざまな媒体を利用して、消費者トラブル情報について注意喚起を徹底して行うとともに、消費者トラブルの相談先としてのセンターの存在の周知に努める。	
	環境課	R7	4 グリーン購入の導入を促進するよう周知する。	市ホームページにて情報提供を行った。 環境イベント(親子で体験する環境学習)で啓発を行った。			B	B	前年度と同様、HPとイベントを通して継続的な取り組みができたため。	引き続き、グリーン購入に関して、HPやイベントを通じて啓発を行っていく。	
	環境施設課	R7	5 3Rに関するイベントを実施する。	リユースフェスタを開催(年2回) 環境フリーマーケットを開催(年2回) 本と古着の交換会(月2回)			A	A	既存のイベントを継続するとともに、本・古着の交換会を定期開催にし、多くの方にご利用いただいたことに加え、集まった本・古着を福祉関係団体等へ提供するなど、リユース・リサイクルを促進した。	本と古着の交換会や市内の廃食用油回収BOX設置拡大など、市内に住む人たちが身近に3Rに関わる事業を拡大し、より多くの品目の資源回収を展開する。	
	環境施設課	R7	6 ごみの分別等に関するパンフレットを発行する。	リチウムイオン電池に関するチラシ、廃食用油でリサイクルを行っているチラシを作製及びイベント等での配布を実施。個々の家庭ごみステーションにおける違反(分別不十分、事業者の排出等)に対し、状況に応じた啓発文を作成し、対象者への周知・啓発。ペットボトル、リチウムイオン電池の出し方を案内するYoutube動画の作成。			A	A	近年話題であり、バッテリー車の発火を防ぐためにも、リチウムイオン電池の正しい出し方をチラシにまとめ、HPで公開・配布した。前年度協定を結んだ、油のリサイクルについて、市内での拡大を目的としたチラシの作成を行い、配布した。結果、市内で18箇所の設置となった。収集事業課と連携し、不適正排出されたごみの展開検査及び事業所への指導を複数回行った。テナントビルなど、複数店舗存在する建物については、管理会社に協力を仰ぎ、建物独自で存在したルールでなく、一般的な事業者のごみの出し方を行うよう1店舗ごと対面で説明を行った。	更なる適正排出の徹底に向け、自治会をはじめとする関係団体等と連携し、可能な限り問題の性質に応じた周知を行っていく。	
	子ども家庭・保健センター	R7	7 食育に関する必要な知識が得られ、実践できるよう周知・啓発を行う。	<食育教室・講座の開催> もぐもぐ離乳食教室：実施回数8回 参加者数68組 かみかみ離乳食教室：実施回数6回 参加者数57組 オンラインカンガルークラブ離乳食教室(後期から完了期)：実施回数6回、15組 幼児の食事とおやつ教室：実施回数2回、20組 生活習慣病予防のためのヘルシークッキング：実施回数3回、44人			B	B	昨年度の参加状況からももぐもぐ離乳食教室の回数は減らしたが、かみかみ離乳食教室の回数を増やし、結果、離乳食教室(オンライン教室含む)の参加者は増加し、食育に関する必要な情報の周知・啓発を行うことができた。	・今年度実績から、「かみかみ離乳食教室」の開催回数を増やす。 ・より多くの人に食育に関する必要な知識を提供できるよう、講座以外の周知・啓発の手法も検討する。	

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する				評価基準 A:新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B:前年度と同様、継続した取組を行った。 C:達成できなかった。前年度に比べ後退した。					
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進									
施策の方向性		担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価 (担当課)	イ 評価 (協議会)	ウ 評価の理由	エ 令和8年度の取組内容 (改善案など)	協議会からの意見・助言	
1	消費生活センター機能の強化	道路・公園課	R7	8	交通安全に関する講座を開催する。	幼稚園、保育所(園)、小・中学校、特別支援学校での交通安全教室の開催 11月に自転車免許教室の開催 依頼を受けた出前講座を開催	A	A	自転車免許教室では、参加者の対象を小学3年生から1年生に引き下げ、同伴の保護者も含め、正しい交通ルールを広く周知できた。(R5:12名、R6:36名、R7:26名)。出前講座では、R8.4.1からスタートする青切符制度に伴い例年よりも依頼が増え、小学生から高齢者まで幅広い年齢層に交通ルールを周知できた。(R6:3回、R7:10回)また、警察や交通安全協会と連携して実施している街頭啓発では、正しい交通ルールに加え、青切符制度についての周知も行った。	令和8年4月1日からスタートする交通反則通告制度(青切符)について、引き続き芦屋警察署、芦屋交通安全協会等と連携し、講習や街頭啓発に取り組んでいく。	
		学校支援課	R7	9	児童生徒、教職員に対し、消費生活情報を提供する。 (再掲①2-3)	I C T 等も有効に活用しながら、社会科の授業等において講師を迎え、税の話の聞いたり、各学年の児童生徒の発達段階に応じた授業実践を行った。	B	B	例年通りの内容で継続的な実施ができたため。	社会科の授業において講師を迎え、税の話の聞いたり、ICTを活用した学習教材も含めて各学年の児童生徒の発達段階に応じた授業実践を行う。	
		地域経済振興課	R7	10	子育て家庭へ消費生活トラブル情報を提供する。 (再掲①2-7)	SNS等で子どもの消費生活事故やトラブル情報を提供 芦屋市子ども連絡協議会に加盟している各子ども会役員の方へ啓発資料を提供 青少年育成愛護委員の3班合同班集会で出前講座を実施し、子供に関する消費生活トラブル情報を提供(11/11)	A	A	今年度は新たに、青少年育成課と連携し、芦屋市子ども連絡協議会の役員の方への啓発資料を提供する流れを確立することができたため。	啓発チラシを配布するなど個別に必要な情報提供を行う。緊急事案については、SNS等有効な手段で発信を行う。	
		子ども家庭・保健センター	R7	11	子どもの事故防止について必要な知識が得られ、事故予防につなげられるよう、周知・啓発を行う。 (再掲①2-8)	乳幼児健康診査時に全員に配布する育児BOOKに事故防止に関する情報を掲載。(令和7年度4か月児健康診査17回、1歳6か月児健康診査16回、3歳児健康診査17回の実施) 「こんにちは赤ちゃん訪問」事業では、こどもの誤飲について掲載している子育てサポートブック「わくわく子育て」とリーフレット「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」(消費者庁消費者安全課発行)を訪問家庭全戸に配布。(訪問戸数:対象戸数の9割以上) もぐもぐ離乳食教室では、保健師が事故防止についての講話にて、注意喚起を行った。(実施回数8回、参加者68組) 保健師より、乳幼児健康診査時や教室、訪問時に、資料を活用しながら注意等、情報提供を行った。	B	B	家庭内の事故が起こりやすい危険な場所や事象について継続して配布物を工夫しながら周知することにより、事故予防につながっていると考えられる。	引き続き、子どもの事故予防に関する情報などを、育児BOOK、リーフレットなどにより、乳幼児健康診査他子育て家庭が立ち寄る場所で提供し、保健師との個別相談等で注意喚起及び情報提供を行っていく。	
		地域経済振興課	R7	12	子どもの消費生活トラブルが多発した時等に、関係機関と連携する。 (再掲①2-11)	生活安全推進連絡会(道路・公園課)に出席し、消費生活トラブル情報を提供(6/23) 芦屋市子ども連絡協議会に加盟している各子ども会役員の方へ啓発資料を提供 青少年愛護センターと連携し、青少年育成愛護委員会の3半合同班集会で、子どもに関する消費生活トラブル情報を提供(11/11)	A	A	今年度は新たに、青少年育成課と連携し、芦屋市子ども連絡協議会の役員の方への啓発資料を提供する流れを確立することができ、継続して関係機関との連絡会などで消費生活トラブルの情報共有をすることができた。	啓発チラシを配布するなど個別に必要な情報提供を行う。緊急事案については、SNS等有効な手段で発信を行う。	
		地域経済振興課	R7	13	啓発チラシの掲示など広く周知できる手段により啓発を行う。 (再掲②1-3)	広報掲示板に消費生活セミナー開催案内を掲示(9月、2月) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(12月)	B	B	市内約20か所の広報掲示板に消費生活セミナー案内チラシを掲示。消費生活センター新聞を全戸配布し、外出困難な方にも情報提供を行った。	引き続き広報掲示板を利用したのセミナー案内周知、全戸配布の消費生活センター新聞で情報提供を行う。	
		地域経済振興課	R7	14	市民の来訪が多い窓口職場で、消費生活に関する情報を提供する。	市民相談係に消費生活セミナーの案内チラシを配架 福祉センターに消費生活トラブル情報チラシを配架 高齢介護課と保険課窓口毎月最新の消費生活トラブル情報チラシを配架	B	B	来庁者へ消費者トラブル情報の提供や相談先として消費生活センターの周知を行うことができた。	引き続き市民の来訪が多い窓口職場に啓発グッズやチラシを配架する。	
		上宮川文化センター	R7	15	上宮川文化センターで消費生活に関する情報を提供する。 (再掲①4-1)	よくある消費生活トラブル事例のチラシや、消費生活セミナーのチラシを配架。 特殊詐欺に対する啓発チラシを「上宮川文化センターだより」とともに地域に配布した。	B	B	チラシを配架し、来館者へ啓発を行った。特殊詐欺に対する啓発チラシを地域に配布した。	配架だけでなく、トラブルが多い時などは、月1回発行の上宮川文化センターだよりとともに配布し、啓発を行う。	
2	子ども・若者の消費者教育の推進	学校支援課	R7	1	中学校においてトライやる・ウィークを実施する。	5月～6月にかけて3中学校の中学2年生を対象に5日間トライやる・ウィーク事業を行った。約100事業所において実施。	B	B	例年通りの内容で継続的な実施ができたため。	5月～6月にかけて3中学校の中学2年生を対象に5日間トライやる・ウィーク事業を行っていく。約100事業所において実施していく。	

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する							評価基準 A: 新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B: 前年度と同様、継続した取組を行った。 C: 達成できなかった。前年度に比べ後退した。	
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進								
施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)		イ 評価 (担当課)	イ 評価 (協議会)	ウ 評価の理由	エ 令和8年度取組内容 (改善案など)	協議会からの意見・助言
2 子ども・若者の 消費者教育の推進	地域経済振興課	R7	2	子どもの年齢にあわせて、契約やお金に関する必要な知識が身につくよう、啓発を行う。	福祉センターのエントランスパネル展で、啓発資料の展示を行った。(8月13日～9月5日) 兵庫県立芦屋高等学校 高校2年生に出前講座の一貫として消費者教育に関する授業を行った。(9/16・18・22・25) 特別支援学校 高校2年生に出前講座の一貫として消費者教育に関する授業を行った。(2/17)		A	A	今年度は施設改修により福祉フェアが中止になった為、エントランスパネル展で二週間ほど子どもの年齢に合わせた啓発資料の展示を行うことができた。	引き続き子どもの年齢に合わせて、啓発取組を実施する。
	学校支援課	R7	3	児童生徒、教職員に対し、消費生活情報を提供する。	(再掲①1-9)					
	地域経済振興課	R7	4	成人年齢前後に契約の基礎知識や陥りやすいトラブルについて啓発する。	兵庫県立芦屋高等学校 高校2年生に出前講座の一貫として消費者教育に関する授業を行った。(9/16・18・22・25) 特別支援学校 高校2年生に出前講座の一貫として消費者教育に関する授業を行った。(2/17) 芦屋市二十歳のつどいで契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを配布。(650部)		B	B	成年年齢引き下げに伴い、高校で出前講座を行い若者向けに消費者啓発を行うことができた。	さまざまな媒体を利用して、若者への啓発を行う。
	地域経済振興課	R7	5	学生や地域団体などと協働し、子ども向けや高齢者向けの啓発を行う。 (再掲①4-2)	福祉センターエントランスパネル展で子ども向けと高齢者向け展示コーナーを設けて消費者トラブル防止啓発を実施。(8月13日～9月5日) 消費者協会や消費生活サポーターが地域のイベントや集まりで啓発資料を配布		A	A	消費生活サポーターのフォローアップ研修を通して、消費生活センターと消費生活サポーターとの連携を図れるようになった。 消費生活サポーターが自主的に啓発資料配布を行うなど、能動的な行動も見られるようになった。	引き続き、消費者協会や消費生活サポーターと連携して、消費者啓発を行う。
	地域経済振興課	R7	6	子ども・若者が受け取りやすい媒体により、啓発を行う。	SNS等を利用して、セミナー案内や消費者トラブル情報を掲載した。 芦屋市立中学3年生に啓発パンフレットを配布。 芦屋市二十歳のつどいで契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを配布。(650部)		A	A	成年年齢引き下げに伴い、芦屋市立中学3年生に啓発パンフレットを配布し、若者の消費者トラブル防止を啓発する取組を行った。	引き続き、子ども・若者向けの消費者トラブル情報をSNS等を利用して情報提供する。また、学校を通じて啓発活動を行う。
	地域経済振興課	R7	7	子育て家庭へ消費生活トラブル情報を提供する。	(再掲①1-10)					
	こども家庭・保健センター	R7	8	子どもの事故防止について必要な知識が得られ、事故予防につなげられるよう、周知・啓発を行う。	(再掲①1-11)					
	地域経済振興課	R7	9	青少年愛護センター及び青少年育成愛護委員と消費生活トラブル等の最新情報の交換をする。	青少年愛護センターと連携し、青少年育成愛護委員会の3班合同班集会で、子供に関する消費生活トラブル情報を提供 (11/11)		B	B	班集會を通じて、消費生活トラブル情報を提供し、意見交換ができた。	引き続き、班集會を通じて、最新情報の提供を行う。
	青少年愛護センター	R7	10	青少年育成愛護委員会の班集會に地域経済振興課の職員を招き、啓発活動をする。成年年齢の引下げに関しての新成年の消費者トラブル防止の啓発をする。	山手中学校区3班合同班集會で愛護委員47名に対し、地域経済振興課職員及び消費生活相談員による啓発活動を実施した。(11/11)		B	B	新成年の消費トラブル防止の啓発を行うことができた。	各種チラシを配布し新成年の消費トラブル防止の啓発を行う。
	地域経済振興課	R7	11	子どもの消費生活トラブルが多発した時等に関係機関と連携する。	(再掲①1-12)					

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する							評価基準 A: 新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B: 前年度と同様、継続した取組を行った。 C: 達成できなかった。前年度に比べ後退した。	
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進								
施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価 (担当課)	イ 評価 (協議会)	ウ 評価の理由	エ 令和8年度取組内容 (改善案など)	協議会からの意見・助言	
3 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	地域経済振興課	R7	1 障がいの特性に応じてあやすい消費生活トラブルの啓発資料を活用し消費生活トラブルの相談先についても周知する。	障がい者があやすい消費生活トラブルの啓発チラシを障がい者相談支援事業所に配架	B	B	障がい者向けに消費者トラブル情報を提供した。	引き続き啓発チラシを配架・配布するとともにSNS等を利用し情報発信を行う。		
	障がい福祉課	R7	2 障がいの特性に応じてあやすい消費生活トラブルの啓発資料を活用しあわせて消費生活トラブルの相談先についても周知する。	トラブルになりやすい事例と消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを窓口を設置。障がい福祉のしおりに消費生活センターを記載し、手帳交付時に配布。	B	B	今年度も引き続き、障がい福祉のしおりを作成する際に、消費生活センターを記載し、周知に努めた。	各種リーフレット等の更新時には、相談先窓口として消費生活センターを記載してもらえよう、依頼する。		
	地域福祉課	R7	3 消費生活トラブルの啓発資料を活用し障がいの特性に応じて消費生活トラブルやその相談先について周知する。	個別支援の中で、消費生活トラブルを避けることができるよう、特性や理解度に合わせて伝えるようにしている。	B	B	同様の取組を継続しているため	障がいのある方が、消費者トラブルを避けることができるよう、継続して支援していく。		
	地域経済振興課	R7	4 障がいのある子どもが社会に出るうえで必要な消費生活に関する知識などを習得できるような学校等と連携し出前講座や情報提供などを行う。	特別支援高等学校 高校2年生 15名に消費者トラブルにあわないために出前講座を実施した。(2/17)	B	B	出前講座を実施し、情報提供ができた。	引き続き特別支援学校に出前講座を実施し、啓発チラシを配布する。		
	地域経済振興課	R7	5 サービス事業者等と連携し障がいのある就労者等へ相談窓口の周知や消費生活トラブルになりやすい事例などを情報提供する。 (再掲②3-7)	障がい者支援事業所に啓発チラシを配布し、相談窓口の周知や障がい者があやすいトラブル情報を提供した。	B	B	出前講座や相談先窓口を案内できた。	相談支援事業所へ消費生活トラブル情報チラシを配布し、出前講座についても周知する。		
	地域経済振興課	R7	6 障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。 (再掲②2-4)	障がい者支援事業所に啓発チラシを配布し、相談窓口の周知や障がい者があやすいトラブル情報を提供した。	B	B	情報交換しやすいように啓発チラシを配布した。	相談ケースがあれば個別に対応し、啓発チラシ等で情報提供を行い連携強化に努める。		
	障がい福祉課	R7	7 障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。 (再掲②2-5)	例年、個別の関わりの中で、消費者トラブルに巻き込まれていることが判明した場合に、関係機関の情報提供・関係機関への相談などの連携を行い対応しているが、今年度は相談がなかった。 相談実績 0件	C	C	消費生活支援センター経由で相談が入った実績は1件あるが、消費者トラブルに関する内容ではなかったため。	個別の関わりの中でも消費生活トラブルへのアンテナを張りつつ、被害の防止に向けた啓発を行う。		
	障がい福祉課	R7	8 サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。 (再掲②3-6)	例年、個別の関わりの中で、消費者トラブルに巻き込まれていることが判明した場合に、関係機関の情報提供・関係機関への相談などの連携を行い対応しているが、今年度は相談がなかった。 相談実績 0件	C	C	消費生活支援センター経由で相談が入った実績は1件あるが、消費者トラブルに関する内容ではなかったため。	個別の関わりの中でも消費生活トラブルへのアンテナを張りつつ、関係機関と連携し被害の防止に向けた啓発を行う。		
4 高齢者への消費者教育の推進	上宮川文化センター	R7	1 上宮川文化センターで消費生活に関する情報を提供する。	(再掲①1-15)						
	地域経済振興課	R7	2 学生や地域団体などと協働し子ども向けや高齢者向けの啓発を行う。	(再掲①2-5)						

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する							評価基準 A: 新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B: 前年度と同様、継続した取組を行った。 C: 達成できなかった。前年度に比べ後退した。	
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進								
施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価 (担当課)	イ 評価 (協議会)	ウ 評価の理由	エ 令和8年度取組内容 (改善案など)	協議会からの意見・助言	
4 高齢者への消費者教育の推進	高齢介護課	R7	3 高齢者団体へ消費生活トラブル情報を提供したり高齢者関連イベントなどで消費生活トラブル等の啓発を行う。 (再掲②3-4)	敬老会等のイベントにおいて、消費生活トラブルの啓発を行った。	B	B	情報が共有され、利用者に適切に情報提供されている。	引き続き高齢者への特殊詐欺等流行の事例について情報提供・交換を行う。		
	高齢介護課	R7	4 高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。 (再掲②2-3)	高齢者生活支援センターへの情報を適宜行った。また、毎月開催の高齢者生活支援センター連絡会等を通じて、消費者トラブルの情報共有等を行った。	B	B	情報が共有され、利用者に適切に情報提供されている。	引き続き高齢者への特殊詐欺等流行の事例について情報提供・交換を行う。		
	道路・公園課	R7	5 高齢者などに向けてトラブル防止のための啓発資料を作成する。 (再掲②3-6)	増加する特殊詐欺・悪質商法被害を防止するため、流行する手口や対策を盛り込んだ市オリジナルのリーフレットを作成及び全戸配布(約45,500戸)し、注意喚起を行った。生活安全推進連絡会の事業の一環として、高齢者の集い(7/5)、オタムフェスタ(10/26)等市内実施のイベントにて啓発ブースを設置し、啓発活動を実施した。兵庫県特殊詐欺対策課、富士通株式会社等と連携し、特殊詐欺被害防止訓練A Iを使用した「最新詐欺手口の疑似体験イベント」(1/31及び2/9)を実施した。	A	A	今年度は市内で実施されるイベントにて啓発ブースを設置し、積極的に啓発活動を実施した。また、特殊詐欺被害防止訓練の際には兵庫県特殊詐欺対策課だけでなく新たに富士通株式会社等の民間企業とも連携しながら実施した。	依然として特殊詐欺・悪質商法の被害者の多くが高齢者であるが、手口は年々巧妙化することから、今後もリーフレットの作成など継続して県、芦屋警察署等と連携しながら注意喚起を行う。		
	高齢介護課	R7	6 サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。 (再掲②3-5)	施設の運営推進会議等において、特殊詐欺や消費生活トラブルの相談窓口等を案内した。還付金詐欺の注意喚起の文言とイラストを掲載した封筒を作成し使用している。	B	B	情報が共有され、利用者に適切に情報提供されている。	引き続き高齢者への特殊詐欺等流行の事例について情報提供・交換を行う。		
5 高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進	地域経済振興課	R7	1 情報の適切な利用や通信技術の仕組みに関連するトラブル等について啓発資料を作成・配布する。	ホームページやXで消費者トラブル情報を掲載し、随時更新。消費生活センター新聞の発行と全戸配布(12月)	A	A	今年度は、Xの投稿頻度を増やし、情報発信に努めた。また、市長と連携し、Xの認知度を高めた。チラシやSNSなど、色々な手法で消費生活センターの機能を周知した。	さまざまな媒体を利用し、現況に応じたタイムリーな情報提供を行う。		
	地域経済振興課	R7	2 情報の適切な利用や通信技術の仕組みに関連するトラブル等についてセミナーやイベントを開催する。	消費生活サポーター養成講座 受講者4名(10/25) 消費生活サポーターフォローアップ研修2回(①12/15 15名・②2/2 14名) 消費生活セミナー2回 ①9/4「人生さいごまで自分らしく」(受講者28名) ②2/5「人生100年時代 お金の不安をなくすために 今できること」(受講者57名)	A	A	3年目の開催となる消費生活サポーターフォローアップ研修ではサポーターの役割の再認識と消費生活センターとサポーターと連携を図った。また、定員の半数程度だった参加者が2月に開催した消費生活セミナーでは定員に近い57名に受講していただけたため、消費者の興味のあるテーマ選びができたように考える。	引き続き、消費者のニーズにあったセミナーやイベントを開催するよう努める。		